

■ 就学援助について

Q1. 学用品や給食費などの補助制度はありますか？

A1. 「就学援助」という制度があります。経済的理由でお困りのご家庭に対し、学用品費等を援助する制度です。
認定になると、学用品費や給食費、校外学習、林間学園、修学旅行費等が補助対象となります。
市ホームページに、ご案内、申請の手引き、Q&Aなど掲載していますのでご覧ください。
検索ID番号【1001374】

Q2. 就学援助制度を知りませんでした。どのように周知しているのですか。

A2. 皆様に広く知っていただけるよう、
①市ホームページ、広報ながれやまに掲載
②例年4月に、学校から全ての児童生徒へ案内を配付
③就学前の児童には、保護者様へお知らせを配布などの方法をとっています。

Q3. 自分が就学援助の認定になるかわかりません。就学援助申請してもよいですか。

A3. 経済的にお困りのようでしたら、申請書を学校にご提出ください。
認定か否認定かは、「流山市就学援助規則」を基に、保護者様の年間所得額や世帯状況等に応じて決定いたします。

Q4. 来年度、新1年生になる子がいます。就学援助申請手続きを教えてください。

A4. 入学後すぐに、学校から全児童に就学援助制度に関する案内が配付されます。
申請を御希望の場合は、学校の案内に従い、申請書を提出してください。

Q5. 現在、南流山小学校で就学援助を受給しています。南流山第二小学校へ進学するに当たり、なにか特別に申請するものなどはありますか。

A5. これまで同様、4月以降に、南流山第二小学校から就学援助制度に関する案内があります。申請を御希望の場合は、学校の案内に従い、申請書を提出してください。